

## 平成28年度 文教委員会資料②

### 【所管事務の調査（報告）】

特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正に関するパブリック  
コメント手続の実施について

資料1 特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正について

資料2 パブリックコメント手続用資料

市 民 文 化 局

(平成28年11月4日)

# 特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正について

## 1 条例指定制度の概要

### (1) 制度導入までの経過

- 平成23年6月 地方税法の一部改正により「条例指定制度」創設（導入可否は各自治体の判断）
- 平成24年7月 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号。以下「基準条例」という。）施行（＝条例指定制度導入）
- 平成24年12月 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成24年川崎市条例第53号。以下「指定条例」という。）施行

### (2) 本市の制度目的

地方税法に規定により個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO法人）に関する基準、手続等について定め、**市民から特定非営利活動法人に対する寄附の機運を醸成**することにより、**市民による相互支援を促進**し、もって**市内における特定非営利活動の健全な発展**を図ること（基準条例第1条）。

### 【条例指定制度の枠組み】

**●地方税法第314条の7（寄附金税額控除）**  
 ・NPO法人の行う事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定める寄附金について一定額を個人住民税から控除  
 （寄附金－2,000円）×6％＝税額控除額

・この条例の定めは、対象となるNPO法人から申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例でNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

↓ 自治体の条例に委任

**●本市市税条例第23条の5**  
 ・地方税法に規定する条例で定める寄附金は、NPO法人の行う事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、別に定める条例において規定するNPO法人に対するものとする。

↓ 基準条例を踏まえて定める条例に委任

**●本市指定条例別表**  
 ・控除対象となるNPO法人の名称と主たる事務所の所在地を別表で規定＝「条例指定」

**●特定非営利活動促進法 「認定」の基準・手続を規定**  
**【PST基準】** 広く市民から支援を受けていることを測る基準  
 イ 経常収入金額に占める寄附等の割合1/5以上  
 ロ 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上  
 ハ 地方税法の規定により条例で指定されたNPO法人  
**【運営要件】**  
 ・運営組織、経理、事業活動等に関する各種基準  
 ⇒寄附に係る所得税、住民税、法人税等の税制優遇

※PST：パブリックサポートテストの略

条例指定を受けることにより、認定を受けやすくなるため、認定制度とのバランスを考慮した制度設計

**●本市基準条例 「条例指定」の基準・手続を規定**  
**【公益要件】**  
 ア 市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること。  
 イ 次のいずれかの条件に適合し、地域において広い支持があると認められること。  
 ①年3,000円以上寄附をした市民が年平均50人以上  
 ②年1,000円以上寄附をした市民が年平均100人以上  
 ③認定NPO法人であること。  
**【運営要件】**  
 ・運営組織、経理、事業活動等に関する各種基準

### 指定条例別表（H28.11.1現在）

	法人名称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人キーパーソン21	中原区新丸子東3丁目1, 100番地12かわさき市民活動センターブース番号1
2	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川4丁目1, 124番地2
3	特定非営利活動法人秋桜舎	多摩区三田2丁目5番地3
4	特定非営利活動法人ぐらすかわさき	中原区新城5丁目2番13号
5	特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター	麻生区上麻生1丁目11番5号
6	特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー	中原区今井南町28番41号

## 2 これまでの指定状況等

- ・現在6団体を指定しているが、年度別の指定件数の推移としては減少傾向（平成24年度：2件、平成25年度：3件、平成26年度：1件、平成27年度：1件、指定取消1件）

## 3 NPO法人活動促進に関する施策の方向性

### (1) 「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書」及び「川崎市協働・連携の基本方針」

- ・市民活動団体に対する新たな支援手法の開発・活用の推進（H26.11市民活動改訂検討委員会報告書）
- ・協働・連携の担い手となる主体の基盤強化及び活動の支援（H28.3協働・連携の基本方針）

### (2) 総合計画「NPO法人活動促進事業」

- ・NPO法人への寄附促進に向けた情報発信や法人運営の基盤強化の支援等の取組の推進  
 ⇒成果指標として「市内認定・条例指定NPO法人数」（平成37年度までに30団体以上）を設定

## 4 特定非営利活動促進法（NPO法）の一部改正

- ・NPO活動の一層の健全な発展を図るとともに、NPO法人の運営の透明性を確保するため次の改正。
- ・公布：平成28年6月7日
- ・施行日：1年以内で政令で定める日から施行。②は2年6月以内で政令で定める日、③は公布の日から施行

改正項目	改正内容	
法人制度全般	① 認証申請書類の縦覧期間の短縮等	・縦覧期間 2月→1月に短縮 ・公表の方法について、公告に加えてインターネット利用を可とする
	② 貸借対照表の公告義務	・貸借対照表の公告を義務化し、毎年の資産登記を廃止
	③ 内閣府ポータルサイトにおける公表努力義務	・所轄庁及びNPO法人は、内閣府ポータルサイトにおいて一定の情報の公表に努める。
	④ 事業報告書等の備置期間の延長等	・翌々事業年度の末日まで → 作成日から起算し5年経過した日を含む事業年度の末日までに延長 ・所轄庁における閲覧・謄写 過去3年間 → 過去5年間に延長
認定制度	⑤ 海外送金等提出書の事前提出義務の見直し	・事前提出を不要とし、代わりに、毎事業年度1回の所轄庁への事後提出を義務付け
	⑥ 役員報酬規程等の備置期間の延長等	・翌々事業年度の末日まで → 作成日から起算し5年経過した日を含む事業年度の末日までに延長 ・所轄庁における閲覧・謄写 過去3年間 → 過去5年間に延長
	⑦ 「仮認定」の名称変更	・「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

基準条例附則の（検討規定）

＝ 「この条例の施行後、特定非営利活動促進法及びこの条例の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

# 特定非営利活動法人の条例指定制度に係る手続の改正について

## 5 川崎市指定特定非営利活動法人審査会の答申

- ・前記のような状況を踏まえ、基準条例附則に定める検討を行う必要があることから、本年4月、「川崎市指定特定非営利活動法人審査会」に対して、条例指定制度の今後の運用の考え方や具体策等について諮問
- ・審査会において、4月以降、4回の会議を開催し（4/28、5/27、7/14、8/30）、9月30日付けで答申

### ～「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）」のポイント～

#### 1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

- 市民からNPO法人への寄附が根付いていくことは、多様性・柔軟性・きめ細かさといった特徴をもつNPO活動と連動して、市民による相互支援で暮らしやすい地域をつくっていく上で重要
- 行政としては、条例指定制度の運用を通じて、寄附を受けながら地域で活動する主体として、指定基準に定める「地域で広く支持を受け、適正に運営されるNPO法人」が増えていくことで、市民の暮らしやすい地域づくりに寄与するよう取り組むべき

#### 2 指定基準のあり方

- 現行の**指定基準は当面継承しながら、この基準を満たす法人を育てる方向**で取り組むべきである。  
（理由）・地域における支持の実績を測るために、一定程度の金銭的負担があるかどうかをみることで透明性と公平性を確保できるとした制度導入時の考え方は現時点でも妥当であること。  
・川崎市の指定基準は、地域に求められるNPO法人のあり方も表すものであること。  
・今般の特定非営利活動促進法の改正で認定のPST基準が変更されていないこと。

#### 3 具体的な取組

現行の指定基準を継承しつつ、「地域で広く支持を受け、適正に運営されるNPO法人」を増やしていくために、次のような取組を進める必要がある。

##### (1) 制度の使いやすさの向上

条例指定の取得意向がある法人が必要以上に時間や労力をかけず手続を行えるようにする。

- ア 条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化
- イ 基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討
- ウ 法人設立段階からの指定基準等の周知

##### (2) 条例指定NPO法人等への寄附促進

制度の本来目的であるNPO法人に対する財政的支援を実現し、指定取得の効果を高める。

- ア 条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援
- イ 制度の周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援
- ウ 企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討

##### (3) 法人の運営基盤の整備・強化のサポート

条例指定を取得しうるNPO法人の拡大、事業の効果的実施、NPO法人の信頼性向上を図る。

- ア 会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備
- イ 法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等
- ウ 中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備

## 6 改正の内容

項目		改正前	改正後
	(1) 指定申出時におけるインターネット公表の追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公告</div> <p>指定申出時の公表の方法として、「公告」を規定</p>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公告</div> <span>+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">インターネット公表</div> </div> <p>公表の方法として、インターネット公表を追加</p>
1	NPO法一部改正の趣旨を踏まえた規定の整備 (2) 指定関係書類の備え置き期間の延長等	<p>【法人の備え置き期間】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">翌々事業年度の末日まで</div> <p>【本市の閲覧・謄写期間】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">過去3年間分</div> <p>認定関係書類の備置き期間に準じて期間を設定</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日まで</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">過去5年間分</div> <p>認定関係書類の備置き期間の延長等に準じて改正</p>
2	審査会答申の趣旨を踏まえた改正 指定NPO法人が本市の認定を受けている場合における手続の簡素化	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定関係</div> <span>+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">認定関係</div> </div> <p>事業年度終了時等に、条例指定及び認定関係書類をそれぞれ作成、備置き、提出しなければならない</p>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">指定関係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">認定関係</div> </div> <p>認定関係書類の作成、備置き、提出をしている場合、内容が重複する指定関係書類の作成等を免除する</p>

## 7 スケジュール（予定）

平成28年							平成29年			
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
●改正NPO法公布 6/7							●パブリックコメント 11/11～12/20	●改正条例提案	●条例施行	
			●審査会答申 9/30				●文教委員会報告 11/4	●文教委員会報告		

# 条例指定NPO法人の基準等に関する条例の一部改正について

## ご意見をお寄せください。

本年6月、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、特定非営利活動促進法（NPO法）の改正が行われました。

また、本年4月、川崎市指定特定非営利活動法人審査会に対し「条例指定制度の今後の運用について」諮問を行い、同年9月に答申が出されました。

これらを踏まえて指定特定非営利活動法人に係る手続を改正すべく、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（以下「指定条例」という。）の一部を改正したいと考えていますので、市民の皆様のご意見を伺います。

### ● 意見募集期間

平成28年11月11日（金）～平成28年12月20日（火）（消印有効）

### ● 意見を提出できる方

市内在住、在勤、在学の方 又は 市内で市民活動をしている方（個人・団体は問いません）

### ● 応募方法

ご意見とともにお名前・住所・電話番号をご記入の上、郵送、ファックス、直接持参、ホームページからのフォームメールで提出してください。

※電話や来所による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

### ● 意見提出用書式

書式は自由ですが、用紙の大きさはA4サイズでお願いいたします。

※参考として当パンフレットの裏面に意見書用紙を用意いたしましたので、ご活用ください。

### ● ホームページアドレス

「パブリックコメント／意見を募集している政策等（条例等）」一覧ページ

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-20-20.html>

「NPO法人関連」ページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

### ● 意見提出先・問合せ先

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課

住所：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階

電話：044-200-2341 FAX：044-200-3800

※お寄せいただいたご意見に対して個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

## ◇NPO法人条例指定制度とは？

条例指定制度は、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を各自治体が条例により指定できる制度です。市又は県が指定した法人への寄附金に対しては寄附金控除が適用され、寄附金の6%が市民税から、4%が県民税からそれぞれ税額控除されます。また、NPO法人の事務所がある自治体で条例指定を受けると、認定基準のうち、最も難しいといわれている基準を満たすことになるため、多様な税制優遇を受けられる認定NPO法人になりやすくなります。

川崎市では、市民のNPO法人に対する寄附の気運を醸成することにより、市民による相互支援を促進し、もって市内における特定非営利活動の健全な発展を図ることを目的として、平成24年7月に制度を導入しました。

# ★NPO法改正について

詳しい内容については、下記の内閣府のホームページをご参照ください。  
<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>

## 法人制度に関する事項

主な変更点は、次のとおりです。

### ①認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮等

認証申請の添付書類の縦覧期間が「1か月」に短縮されるとともに、現行の「公告」に加えて「インターネットによる公表」が可能となります。

### ②貸借対照表の公告及びその方法

貸借対照表を公告しなければならず、その方法として、「官報」、「日刊新聞紙」、「電子公告（内閣府ポータルサイトの利用含む）」、「公衆の見やすい場所に掲示」のいずれかを定款に定める必要があります。

### ③事業報告書等の備置期間の延長等

ア) 事業報告書等の法人事務所備置期間が「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されます。  
 イ) 所轄庁に提出された事業報告書等の閲覧・謄写期間が「過去5年間」に延長されます。

## 認定制度・仮認定制度に関する事項

主な変更点は、次のとおりです。

### ①海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務に係る規定の見直し

海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の所轄庁への事前提出が不要となります。

### ②役員報酬規程等の備置期間の延長等

ア) 役員報酬規程等の法人事務所備置期間が「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されます。  
 イ) 所轄庁に提出された役員報酬規程等の閲覧・謄写期間が「過去5年間」に延長されます。

### ③仮認定NPO法人の名称の変更

「仮認定」NPO法人の名称が「特例認定」NPO法人に変更されます。

# ★審査会答申について

詳しい内容については、下記の川崎市のホームページをご参照ください。  
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000081043.html>

これまでの川崎市における指定状況や国・他都市の動向、市総合計画の策定等の状況を踏まえて、今後の運用の考え方や具体策等を検討するため、指定条例附則の検討規定に基づき、本年4月、附属機関である川崎市指定特定非営利活動法人審査会に対して諮問を行いました。同年9月に出された答申の骨子は次のとおりです。

## 審査会答申の骨子

### 1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

- 市民からNPO法人への寄附が根付いていくことは、多様性・柔軟性・きめ細かさといった特徴をもつNPO活動と連動して、市民による相互支援で暮らしやすい地域をつくっていく上で重要
- 行政としては、条例指定制度の運用を通じて、指定基準に定める「地域で広く支持を受け、適正に運営されるNPO法人」が増えていくことで、市民の暮らしやすさの向上に寄与することができるように取り組んでいくべき

### 2 指定基準のあり方

⇒現行の指定基準は当面継承しながら、この基準を満たす法人を育てる方向で取り組むべき

### 3 具体的な取組

制度の使いやすさの向上	条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化
	基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討
	法人設立段階からの指定基準等の周知
条例指定NPO法人等への寄附促進	条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援
	制度の周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援
	企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討
法人運営の基盤整備・強化のサポート	会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備
	法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等
	中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備

## 次の3点について、パブリックコメントを募集します。

NPO法の改正及び審査会の答申を踏まえて指定特定非営利活動法人に係る手続を改正すべく、指定条例の一部改正を行いたいと考えています。そこで、指定条例の一部改正に関して、次の3点につき、皆様のご意見を募集いたします。

### 1. 指定申出があった場合における公表の方法として、「インターネットによる公表」を追加することについて

川崎市の条例指定制度では、NPO法の規定を参考に、条例指定の申出があった場合における公表の方法として「公告」を定めています。

今般のNPO法改正で、「公告」に加えて新たに「インターネットによる公表」が可能となったことから、これに合わせて、条例指定制度においても、公表の方法として「インターネットによる公表」を追加したいと考えております。

### 2. 毎事業年度終了後に作成する各種書類の備置期間の延長等について

川崎市の条例指定制度では、NPO法の規定を参考に、毎事業年度終了後に作成する事業報告書等や役員報酬規程等の各種書類の法人事務所備置期間及び川崎市に提出された書類の閲覧・謄写期間について定めています。

今般のNPO法改正で、法人事務所備置期間が「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間」に、所轄庁に提出された書類の閲覧・謄写期間が「過去5年間」にそれぞれ延長されることから、これに合わせて、条例指定制度においても、期間を延長したいと考えております。

### 3. 指定特定非営利活動法人が本市の認定を受けている場合における手続の簡素化について

審査会の答申では、具体的な取組の1つとして、「制度の使いやすさの向上」に触れており、この中で「条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化」を図ることを求めています。

条例指定を経由して認定NPO法人となった場合、毎事業年度終了後に作成する各種書類等について、条例指定NPO法人、認定NPO法人、それぞれについて作成等が求められますが、多くの法人が認定取得を目指して条例指定を取得するという実態に照らすと手続面の負担感が大きく、そのことが条例指定の申出を躊躇する1つの要因になっていると考えられ、本市としても出来るだけ負担を軽減する方向で制度を運用していきたいと考えております。

そこで、毎事業年度終了後に作成する各種書類等について、条例指定制度が認定制度に準じて制度を構築し、要求される書類の内容については多くの類似性が見られることから、指定特定非営利活動法人が本市の認定を受けている場合には、NPO法上認定NPO法人として要求される書類を作成等していれば、これと内容が類似する条例指定NPO法人として要求される書類については作成等を免除する、手続の簡素化を図りたいと考えております。

## 意見書

題名	条例指定NPO法人の基準等に関する条例の一部改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

条例指定NPO法人の基準等に関する条例の一部改正についての意見

--

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

部署名	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課		
電話番号	044-200-2341	FAX番号	044-200-3800
住所	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階		